

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年3月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100453号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100089号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年12月20日は1万円、平成18年7月20日は10万9,000円、平成18年12月20日は14万7,000円、平成19年7月20日は17万3,000円、平成19年12月20日は20万6,000円、平成20年7月23日は20万7,000円、平成20年12月19日は18万5,000円、平成21年7月24日は13万8,000円、平成21年12月18日は7万円に訂正することが必要である。

平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月
② 平成18年7月
③ 平成18年12月
④ 平成19年7月
⑤ 平成19年12月
⑥ 平成20年7月
⑦ 平成20年12月
⑧ 平成21年7月
⑨ 平成21年12月

請求期間①から⑨までについて、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がないため記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑨までについて、請求者から提出された預金通帳、同僚の賞与明細書、A社の関連会社であるB社の従業員の賞与明細書、A社の事業主から提出された振込記録及び同社の社会保険事務担当者の陳述（以下、併せて「賞与関連資料等」という。）から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑨までに係る標準賞与額については、賞与関連資料等により推認できる賞与額から、請求期間①は1万円、請求期間②は10万9,000円、請求期間③は14万7,000円、請求期間④は17万3,000円、請求期間⑤は20万6,000円、請求期間⑥は20万7,000円、請求期間⑦は18万5,000円、請求期間⑧は13万8,000円、請求期間⑨は7万円に訂正することが妥当である。

さらに、請求期間①から⑨までに係る賞与の支払年月日については、請求者から提出された預金通帳及びA社から提出された振込記録により確認できる振込日から、請求期間①は平成17年12月20日、請求期間②は平成18年7月20日、請求期間③は平成18年12月20日、請求期間④は平成19年7月20日、請求期間⑤は平成19年12月20日、請求期間⑥は平成20年7月23日、請求期間⑦は平成20年12月19日、請求期間⑧は平成21年7月24日、請求期間⑨は平成21年12月18日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑨までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100454号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100090号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は16万4,000円、平成15年12月18日は16万1,000円、平成16年7月22日は15万9,000円、平成16年12月21日は16万4,000円、平成17年7月15日は19万9,000円、平成17年12月20日は24万9,000円、平成18年7月20日は27万3,000円、平成18年12月20日は27万7,000円、平成19年7月20日は26万2,000円、平成19年12月20日は25万9,000円、平成20年7月23日は25万1,000円、平成20年12月19日は22万2,000円、平成21年7月24日は17万9,000円、平成21年12月18日は14万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月
⑧ 平成18年12月

- ⑨ 平成 19 年 7 月
- ⑩ 平成 19 年 12 月
- ⑪ 平成 20 年 7 月
- ⑫ 平成 20 年 12 月
- ⑬ 平成 21 年 7 月
- ⑭ 平成 21 年 12 月

請求期間①から⑭までについて、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がないため記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑭までについて、請求者から提出された普通預金お取引照合表、同僚の賞与明細書、A社の関連会社であるB社の従業員の賞与明細書、A社の事業主から提出された振込記録及び同社の社会保険事務担当者の陳述（以下、併せて「賞与関連資料等」という。）から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、賞与関連資料等により推認できる賞与額から、請求期間①は16万4,000円、請求期間②は16万1,000円、請求期間③は15万9,000円、請求期間④は16万4,000円、請求期間⑤は19万9,000円、請求期間⑥は24万9,000円、請求期間⑦は27万3,000円、請求期間⑧は27万7,000円、請求期間⑨は26万2,000円、請求期間⑩は25万9,000円、請求期間⑪は25万1,000円、請求期間⑫は22万2,000円、請求期間⑬は17万9,000円、請求期間⑭は14万7,000円に訂正することが妥当である。

さらに、請求期間①から⑭までに係る賞与の支払年月日については、請求者から提出された普通預金お取引照合表及びA社から提出された振込記録により確認できる振込日から、請求期間①は平成15年8月5日、請求期間②は平成15年12月18日、請求期間③は平成16年7月22日、請求期間④は平成16年12月21日、請求期間⑤は平成17年7月15日、請求期間⑥は平成17年12月20日、請求期間⑦は平成18年7月20日、請求期間⑧は平成18年12月20日、請求期間⑨は平成19年7月20日、請求期間⑩は平成19年12月20日、請求期間⑪は平成20年7月23日、請求期間⑫は平成20年12月19日、請求期間⑬は平成21年7月24日、請求期間⑭は平成21年12月18日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑭までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100457号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100091号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年7月15日は17万9,000円、平成17年12月20日は17万5,000円、平成18年7月20日及び同年12月20日は15万9,000円、平成19年7月20日は22万6,000円、平成19年12月20日は30万4,000円、平成20年7月23日は28万7,000円、平成20年12月19日は22万7,000円、平成21年7月24日は18万1,000円、平成21年12月18日は16万円に訂正することが必要である。

平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日
⑥ 平成19年12月20日
⑦ 平成20年7月23日
⑧ 平成20年12月19日
⑨ 平成21年7月24日

⑩ 平成 21 年 12 月 18 日

請求期間①から⑩までについて、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がないため記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑩までについて、請求者から提出された預金通帳、同僚の賞与明細書、A社の関連会社であるB社の従業員の賞与明細書、A社の事業主から提出された振込記録及び同社の社会保険事務担当者の陳述（以下、併せて「賞与関連資料等」という。）から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑩までに係る標準賞与額については、賞与関連資料等により推認できる賞与額から、請求期間①は17万9,000円、請求期間②は17万5,000円、請求期間③及び④は15万9,000円、請求期間⑤は22万6,000円、請求期間⑥は30万4,000円、請求期間⑦は28万7,000円、請求期間⑧は22万7,000円、請求期間⑨は18万1,000円、請求期間⑩は16万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間①から⑩までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100458号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100092号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年7月20日は42万8,000円、平成19年12月20日は46万2,000円、平成20年7月23日は45万1,000円、平成20年12月19日は47万9,000円、平成21年7月24日は38万8,000円、平成21年12月18日は27万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月
⑧ 平成18年12月
⑨ 平成19年7月
⑩ 平成19年12月
⑪ 平成20年7月

⑫ 平成 20 年 12 月

⑬ 平成 21 年 7 月

⑭ 平成 21 年 12 月

請求期間①から⑭までについて、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がないため、記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑦、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭について、請求者から提出された預金通帳、同僚の賞与明細書、A社の関連会社であるB社の従業員の賞与明細書、A社の事業主から提出された振込記録及び同社の社会保険事務担当者の陳述（以下、併せて「賞与関連資料等」という。）から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑦、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭に係る標準賞与額については、賞与関連資料等により推認できる賞与額から、請求期間⑦は 42 万 8,000 円、請求期間⑩は 46 万 2,000 円、請求期間⑪は 45 万 1,000 円、請求期間⑫は 47 万 9,000 円、請求期間⑬は 38 万 8,000 円、請求期間⑭は 27 万 6,000 円とすることが妥当である。

さらに、請求期間⑦、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭に係る賞与支払年月日については、上述の預金通帳及びA社から提出された振込記録により確認できる振込日から、請求期間⑦は平成 18 年 7 月 20 日、請求期間⑩は平成 19 年 12 月 20 日、請求期間⑪は平成 20 年 7 月 23 日、請求期間⑫は平成 20 年 12 月 19 日、請求期間⑬は平成 21 年 7 月 24 日、請求期間⑭は平成 21 年 12 月 18 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑦、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧及び⑨について、i) A社は、当該期間の賞与を支払ったものの、資料がないため賞与の支払に関する明細について不明である旨回答していること、ii) 請求者の給料及び賞与が振り込まれていた金融機関は、直近の 10 年を超える期間については取引状況の回答ができない旨陳述していること、iii) 請求者の居住しているC市は、当時の課税資料を保存期限経過のため保管していないこと、iv) 請求者は賞与の支払について確認でき

る資料を保管していないことから、当該期間における賞与の支払額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

このほか、請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧及び⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。